

謹賀新年

～ 資源管理・漁業所得補償対策 元年 ～

新年、明けましておめでとうございます。

年末年始のお休みは6日間と短めでしたが、いかがお過ごしでしたか？

この休みの期間にも、「山陰地方の記録的な大雪により、雪の重みによる漁船の転覆・沈没被害（鳥取、島根両県で計約 380 隻に上る。東北地方でも被害報告があり、現在調査中。）」、「山口県のふぐの初競りは天候の影響による不漁で取引量は昨年新春初競りの約 1 割にとどまった。」などのニュースが流れ、自然を相手にしている漁業にとって経営上のリスク管理は極めて重要だと改めて感じさせられました。

今年は、4月から資源管理・漁業所得補償対策がスタートします。

昨年12月24日に平成23年度予算案が閣議決定され、水産予算全体の概算決定額は2,002億2,100万円（前年比10.1%増）となり、そのうち資源管理・漁業所得補償対策に、水産予算全体の1/4の518億1,800万円が計上されました。

資源管理・漁業所得補償対策は「①収入安定対策」と「②コスト対策」の2つを合わせた総合的な所得補償制度です。このうち、「①収入安定対策」は、国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に「漁業共済・積立ぶらす」の仕組みを活用した対策であり、「未来に向けた持続的な漁業資源の確保に併せて、不漁・魚価安・自然災害等から漁業経営を守る」ための非常に有効な事業となっています。

また、この事業を利用する漁業者には、漁業共済加入にあたり、従来の国庫補助に加えて手厚い補助が付くことから、全員加入がまとまらない場合でも掛金が安くなり、加入しやすくなるメリットもあります。

【加入対象要件とメリット措置】

加入対象要件	① 資源管理計画・漁場改善計画に参加する漁業者 ② 漁業共済への実質加入
メリット措置	① 漁業共済の国庫補助の上乗せ補助 ② 積立ぶらすの利用（漁業者1：国3）



水産政策の大きな目玉事業であり、様々な準備段階を含めると今後は日程的に過密なスケジュールが想定されますが、事業を円滑に遂行するためには国・都道府県・関係団体等が一丸となって取り組んでいく必要があります。

漁業者にとって非常に有効な事業ですので、政策目標に掲げられている「資源管理・漁業所得補償対策のもとで資源管理に取り組む漁業者による漁業生産の割合 70%以上」の実現に向け、皆様のご支援・ご協力の程よろしく願いいたします。